平成２７年（フ）第５２２号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷112号
破産者　堀川　和哉
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
栃木県大田原市浅香４丁目3720番地４　レオパレスアベニール204号、開始決定時の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条2431番地１　レオパレスＫｌａｖｉｅｒ101号
破産者　津久井　裕
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１７号
横浜市瀬谷区阿久和南３丁目17番地１
破産者　大岩　利幸
１　決定年月日　平成28年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５７４号
福岡市東区香椎駅東３丁目26番23号
破産者　萩原　弘業
１　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
２　一般調査期日　平成28年９月７日午前10時30分
平成28年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０号
山口県熊毛郡平生町大字曽根34番地
破産者　木本　昭雄
１　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
２　一般調査期日　平成28年９月26日午後２時30分
平成28年７月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５号
広島市南区大州２丁目14番６－103号
破産者　勇地　和美
１　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
２　一般調査期日　平成28年９月２日午後３時
平成28年７月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４８号
福岡市東区和白東４丁目26番16号、前住所福岡県福津市光陽台南１番１号
破産者　平野　真司
１　破産債権の届出期間　平成28年８月２日まで
２　一般調査期日　平成28年９月２日午後１時30分
平成28年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０８号
奈良県大和郡山市北郡山町109番地５　レストパレス303、前住所奈良県大和郡山市九条町491番地10
破産者　西村　直彦
１　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
２　一般調査期日　平成28年９月26日午後２時
平成28年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第９５０号
兵庫県姫路市夢前町山富13番地の２
破産者　株式会社姫路書写ゴルフ場
１　期日　平成28年８月８日午前10時50分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２９号
大阪市住之江区西住之江４丁目４番３号
破産者　中川　　元
１　期日　平成28年９月15日午後２時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２００５号
東京都中央区日本橋小舟町６番６号
清算株式会社　株式会社ロッキンガムペンタ
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１００４号
福岡市中央区荒戸２丁目３番37号朝日プラザ西公園105
清算株式会社　株式会社企画室ＬＥＣＳ
代表清算人　永田　一志
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市千波町2770番地
清算株式会社　株式会社アイケイジー
代表清算人　鈴木　尚史
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　担保権付債権
１　定義
「担保権付債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下同じ。）が設定されている債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　担保権付債権への弁済
担保権の対象となっている資産を速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続に係る税金・仲介手数料・登記手続費用等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い優先弁済を受けうる金額の範囲内で各担保権付債権への弁済に充てる。担保権付債権への弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当されるものとする。
これにより現に弁済に充てられた金額をもって、その担保権で担保された範囲とし、これを超える残額については、下記第２の一般債権として扱う。
また、担保権付債権を有する者が担保権を放棄した場合、当該債権は下記第２の一般債権として扱う。
第２　一般債権
１　定義
「一般債権」とは、協定債権のうち上記第１の担保権付債権に該当しないものをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。
２　利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち利息及び遅延損害金（特別清算開始決定日の前後を問わない。）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、かかる免除分を除いた一般債権を「免除後一般債権」という。）。
３　弁済の時期及び方法
清算株式会社は、免除後一般債権に対し、清算株式会社の所有する全資産（担保権が設定された資産を含む。）の換価処分及び回収が完了（以下、当該時点を「全資産処分完了時点」という。）した後１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
⑴　弁済原資
全資産処分完了時点において清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。
⑵　弁済の方法
上記⑴の弁済原資を、全資産処分完了時点に存在する各一般債権者の免除後一般債権の債権額により按分して、各一般債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。）。
弁済は、一般債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。